
茨城県土砂等による土地の埋立て等の
規制に関する条例

書面の交付・携帯の手引き

茨城県県民生活環境部 廃棄物規制課

令和5年6月

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について

(1) 制定の経緯

建設工事から排出される土砂、いわゆる「残土」については法令による規制が無く、また「残土」と称して廃棄物を不法に投棄する事例が見受けられるようになったことから、平成3年に県において条例準則を示し、各市町村が条例を制定し規制してきました。

しかしながら、大規模な残土処理計画への対応については、残土の発生場所が茨城県外の複数県にまたがる事案が多いことや土砂の崩落や流出などの安全対策が必要となるため、平成15年10月に県条例を制定し、平成16年4月1日より必要な規制を開始しました。

(2) 茨城県における土地の埋立て等の規制概要

茨城県内で土砂等による土地の埋立て等を行う場合、埋立て等区域の面積が5,000㎡以上の場合は本条例に基づく許可が、5,000㎡未満の場合は市町村が定める同種条例に基づく許可が必要となる。

また、5,000㎡未満の埋立て等であって市町村の許可を受ける必要がないものについては、公共事業等の一部の例外を除き、県への届出が必要となる。

面積		必要な手続き
5,000㎡以上		本条例に基づく許可(※)
5,000㎡未満	市町村条例の許可対象	市町村条例に基づく許可
	市町村条例の許可対象外	本条例に基づく届出(※)

(※) 次の埋立て等は、例外(適用除外)として、本条例に基づく手続きは不要です。

場内切り盛り、公共工事として行う埋立て等、採石場や砂利採取場の埋戻し(認可を受けた採取計画に基づくものに限る)、最終処分場の覆土、施設の管理行為として行う埋立て等……等
本条例の適用除外について詳しくは、別冊「埋立て等の手引き」12ページを参照してください。

なお、公共事業から発生する土砂等による埋立て等であっても、当該土地の埋立て等が、国や地方公共団体等が発注する公共事業として行われるものでない限り、届出が必要です。
(例) 公共事業で発生した土砂等により、民間の土地の嵩上げをする場合等→手続きが必要

書面の交付・携帯について

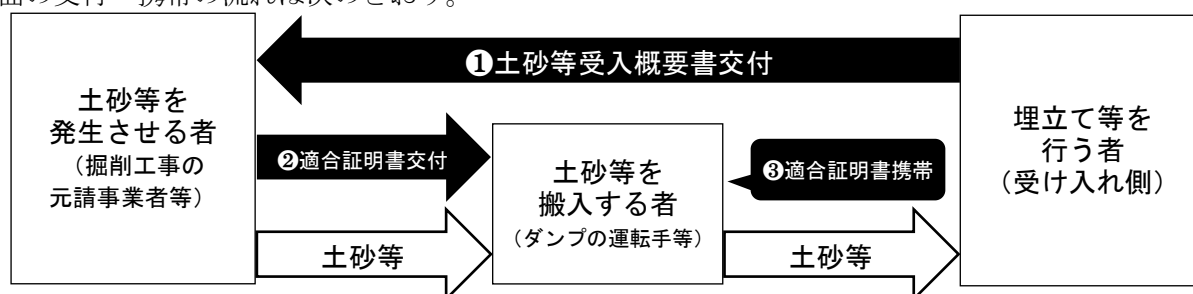
1 制度概要

県若しくは市町村の許可又は県への届出に係る埋立て等を行う場合、埋立て等を行う者（受け入れ側）、土砂等を発生させる者（掘削工事の元請事業者等）、土砂等を搬入する者（ダンプの運転手等）の間で書面の交付が必要となる。

また、前述の埋立て等区域へ土砂等を搬入する場合、土砂等を搬入する者は、土砂等を発生させる者が発行する書面（適合証明書）を携帯しなければならない。

※ 許可や届出が必要ない埋立て等の場合は書面の交付・携帯も不要となる。詳しくは、別冊「埋立て等の手引き」12ページを参照のこと。

書面の交付・携帯の流れは次のとおり。



① 埋立て等を行う者（受け入れ側）が、土砂等を発生させる者（掘削工事の元請事業者等）に対し、どのような土砂等を受け入れることができるかを記載した「土砂等受入概要書（様式第15号の4）」を交付する。

② 土砂等を発生させる者は、土砂等を搬入する者（ダンプの運転手等）に対し、受け入れ可能な土砂等であることを記載した「適合証明書（様式第15号の5）」を交付する。

③ 土砂等を搬入する者は、埋立て等区域へ土砂等を搬入する際は、適合証明書を携帯する。

※ 適合証明書を携帯していない場合、搬入や埋立て等の停止を命じることがある。

2 書面の交付・携帯に関する留意事項

- 書面は県に提出するものや、県が発行するものではなく、事業者間でやり取りするものである。
- 書面に保存期間の定めは無い。
- 全ての搬入者（全てのダンプ）が書面を携帯すること。
- 本制度は、紙の書面を交付・携帯することを想定しているが、土砂等の発生から埋立て等までの流れを可視化できる方法であれば、紙の書面以外のものを用いても差し支えない。

（例）書面の画像やデータをスマートフォン等で交付・携帯する方法

- 条例の施行に必要な場合、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等に用いる土砂等を搬入する者等に対し、書面等必要な事項について報告を求めることがある。
- 条例の施行に必要な場合、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、帳簿等进行检查し、又は関係者に質問し、若しくは書面の提示を求めることがある。
- 報告や検査、質問を拒んだり、回答を偽った場合、50万円以下の罰金に処されることがある。

3 土砂等受入概要書の記載方法

記載箇所ごとに、それぞれ次の事項に留意して記載すること。

記載箇所	留意事項
①発行年月日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂等受入概要書を発行した年月日を記載すること。 ○ 土砂等受入概要書は、土地の埋立て等の許可を受け、又は届出をした後に作成することとなる。
②埋立て等を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂等受入概要書の発行者を記載すること（押印不要）。 ○ 土砂等受入概要書の発行者は、土地の埋立て等の許可を受け、又は届出をした方（法人含む）である。
③土地の埋立て等に係る許可又は届出の年月日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 埋立て等に係る許可や届出の記載と同様に記載すること。
④土地の埋立て等の目的	
⑤埋立て等区域の位置	
⑥埋立て等区域の面積	
⑦土地の埋立て等を行う期間	
⑧土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	
⑨土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂等受入概要書の交付先を記載すること。 ○ 複数の発生元から土砂等を受け入れる場合、全ての発生元に対して交付する必要がある。 ○ 発生元が複数の場合でも、この欄には交付先の一者（社）のみを記載すれば差し支えない。 （A、B と 2 つの発生元から受け入れる場合、A 宛てには A を記載したものを、B 宛てには B を記載したものを交付すればよい。） ○ スtockヤードや土砂等の仮置き場（建材店の敷地での仮置きを含む）を経由した土砂等を用いる場合、当該経由地は土砂等の発生元には当たらないので、経由前に元々土砂等を発生させた者及び発生場所（元の土砂採取場や掘削工事現場等）を記載すること。 ○ ホームセンター等の小売店で、袋詰めでない（量り売りの）土砂等を購入した場合、土砂等を発生させる者ではなく当該ホームセンター等を記載しても差し支えない。 この場合、土砂等受入概要書は、土砂等の購入元であるホームセンター等に対して交付すること。
⑩土地の埋立て等に用いる土砂等の性質	<ul style="list-style-type: none"> ○ どのような土砂等を埋立て等に用いるかを記載すること。 ○ 具体的には、土砂等の①色、②硬さ、③臭い、④水素イオン濃度指数（pH）、⑤改良土かどうか——などを記載すること。 ○ 硬さについては、コーン指数で記載するほか、「第〇種建設発生土」のように記載しても差し支えない。 ○ 県の許可基準に適合する土砂等を使用する場合、「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条第1号に規定されている基準に適合する土砂等」と記載することで、どのような土砂等を用いるのかを明らかにする方法でも差し支えない。

記載例

様式第 15 号の 4 (第 14 条の 4 第 1 項関係)

土砂等受入概要書

① 令和 5 年 6 月 15 日

住所 茨城県□□市××番地○

② 埋立て等を行う者 氏名 ○○開発 (株)

代表取締役 茨城 太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 ×××-×××-××××

埋立て等に係る許可や
届出の記載と同様に
記載すること

③ 土地の埋立て等に係る 許可又は届出の年月日	令和 5 年 6 月 12 日	
④ 土地の埋立て等の目的	宅地分譲地造成のための盛土	
埋立て等区域の位置及び 面積	⑤ 位置 茨城県○○市×× 外○筆	⑥ 面積 (実測) 4,200 m ²
⑦ 土地の埋立て等を行う 期間	令和 5 年 6 月 19 日 から 令和 5 年 7 月 28 日 まで	
⑨ 土地の埋立て等に用い る土砂等を発生させる者	住所 ○○県□□市×× 氏名 (株) △△建設 代表取締役 建設 太郎 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
土地の埋立て等に用いる 土砂等の性質及び数量	⑩ 性質 第 3 種建設発生土以上 (黒色、無臭、pH=7 程度、 改良土でないこと)	⑧ 数量 9,600 m ³

埋立て等に係る許可や
届出の記載と同様に
記載すること

4 適合証明書の記載方法

記載箇所ごとに、それぞれ次の事項に留意して記載すること。

記載箇所	留意事項
①発行年月日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適合証明書を発行した年月日を記載すること。 ○ 適合証明書は、土砂等受入概要書の交付を受けた後に作成することとなる。
②土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適合証明書の発行者を記載すること（押印不要）。 ○ 適合証明書の発行者は、土砂等受入概要書の交付を受けた者（=土砂等を発生させる者）である。
③土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び搬入に係る土砂等の発生の場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 8ページの記載例に倣い、土砂等を発生させる者（適合証明書の発行者）と、土砂等の発生の場所（掘削工事現場等の所在地）を2段に分けて記載すること。 ○ スtockヤードや土砂等の仮置き場（建材店の敷地での仮置きを含む）を経由した土砂等を用いる場合、当該経由地は土砂等の発生元には当たらないので、経由前に元々土砂等を発生させた者及び発生の場所（元の土砂採取場や掘削工事現場等）を記載すること。
④搬入する者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発生させた土砂等を埋立て等区域へ搬入する者（ダンプの運転手等・適合証明書の交付先）の氏名を記載すること。 ○ 適合証明書は、本欄に記載した搬入者へ交付することとなる。 ○ 搬入者1人ごと（ダンプ1台ごと）に適合証明書を発行する必要がある。
⑤搬入の用に供する自動車の登録番号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「搬入する者の氏名」の欄に記載した者が使用する搬入車両（ダンプ）のナンバーを記載すること。
⑥搬入する土砂等の性質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 埋立て等区域へ搬入する土砂等の性質を記載すること。 ○ 具体的には、土砂等の①色、②硬さ、③臭い、④水素イオン濃度指数（pH）、⑤改良土かどうか——などを記載すること。 ○ 硬さについては、コーン指数で記載するほか、「第〇種建設発生土」のように記載しても差し支えない。 ○ 県の許可基準に適合する土砂等を使用する場合、「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条第1号に規定されている基準に適合する土砂等」と記載することで、どのような土砂等を用いるのかを明らかにする方法でも差し支えない。 ○ 土壌調査をした場合であって、当該土壌調査の結果により、いろ、硬さ、臭い、水素イオン濃度指数（pH）、改良土かどうか等の性質が判明する場合は、「別紙のとおり」と記載して土壌調査結果（コピー可）を添付しても差し支えない。

⑦搬入する土砂等の数量	○ ダンプ 1 台あたりの搬入量を記載すること。
⑧土地の埋立て等に係る許可又は届出の年月日	○ 交付を受けた土砂等受入概要書に記載されているとおりに記載すること。 ○ 搬入先の欄には、土砂等受入概要書に記載されている「埋立て等区域の位置」を記載すること。
⑨搬入先	
⑩土地の埋立て等を行う者	
⑪土地の埋立て等を行う期間	
⑫土地の埋立て等に用いる土砂等の性質	
⑬土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	

記載例

様式第 15 号の 5 (第 14 条の 4 第 2 項関係)

適合証明書

① 令和 5 年 6 月 16 日

住所 ○○県□□市××

② 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者 氏名 (株) △△建設 代表取締役 建設 太郎
(法人にあつては、主たる事務所の所在地, その名称及び代表者の氏名)

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

③ 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び搬入に係る土砂等の発生の場所	発生させる者: (株) △△建設 代表取締役 建設 太郎 発生の場所: □□県××市○丁目 外○筆	
⑧ 土地の埋立て等に係る許可又は届出の年月日	令和 5 年 6 月 12 日	
④ 搬入する者の氏名	運搬 太郎	交付を受けた土砂等受入概要書に記載されているとおりに記載すること
⑤ 搬入の用に供する自動車の登録番号	水戸 100 あ 00-00	
⑨ 搬入先	茨城県○○市×× 外○筆	
⑩ 土地の埋立て等を行う者	住所 茨城県□□市××番地○ 氏名 ○○開発 (株) 代表取締役 茨城 太郎 (法人にあつては、主たる事務所の所在地, その名称及び代表者の氏名)	
⑪ 土地の埋立て等を行う期間	令和 5 年 6 月 19 日 から 令和 5 年 7 月 28 日 まで	
土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び数量	⑫ 性質 第 3 種建設発生土以上 (黒色、無臭、pH=7 程度、改良土でないこと)	⑬ 数量 9,600 m ³
搬入する土砂等の性質及び数量	⑥ 性質 第 3 種建設発生土 (黒色、無臭、pH=7.3、改良土でない)	⑦ 数量 6 m ³